

単価契約書（案）

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県服飾単価契約について、令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会（以下「甲」という。）と納入者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間において、単価契約書を次の条項により締結する。

品名	品質	単位	単価
ポロシャツ	別紙「佐賀県服飾単価契約仕様書」のとおり	着	
Tシャツ	別紙「佐賀県服飾単価契約仕様書」のとおり	着	

（単価には、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものである）

（信義則）

第1条 甲及び乙は、この契約の条項及び仕様書に定める要件を信義に従い、誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、 円とする。

（契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額を契約額として計算した金額の100分の10以上に相当する金額）

（又は「契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第〇号の規定を準用し免除する。」とする。）

（検査）

第3条 乙は契約成立後、仕様書に指定する期日に契約物品を指定する場所に納入し、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査に合格しないものがあつたときは、乙は、その負担で物品を取り替え、さらに甲の検査を受けなければならない。

（納入）

第4条 乙は、物品を指定の場所に搬入すること。また、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。

（指示）

第5条 乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（契約の履行）

第6条 乙が行う契約の履行は、第3条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入した時をもって完了するものとする。

（危険負担）

第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

（権利義務の譲渡などの禁止）

第8条 乙はこの契約によって生じる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ並びに担保に供してはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りではない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は損害の賠償の責を負わない。

- (1) 履行期限までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。
- (2) 契約履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（同法第2条第6号）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

(損害賠償及び違約金)

第10条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに物品を完納しないときは、遅延日数につき年2.5%の割合で算定した額の金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

- 2 甲は、この契約を解除したため、損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の10分の1の額を徴収する。また、この場合において、なお損害があるときは、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

(代金の支払)

第11条 甲は、乙が、第3条の検査に合格した後、乙が提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に代金の支払いをするものとする。

- 2 前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で算定した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約内容の不適合責任)

第12条 乙は、納入した物品が契約の内容に適合しないものであるときは、自己の負担で補修又は交換するものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利の帰属)

第14条 仕様書等に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）

は甲の所有とする。

- 2 本件成果物の著作権は、甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を受けなければならない。
- 3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。
- 4 業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。
- 5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- 6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報保護）

第15条 この契約による事務を処理するために、個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ保護）

第16条 乙又は乙の使用人はこの契約による業務を行うために、甲の情報資産を取り扱う場合は、別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第17条 この契約の履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（疑義の解決）

第18条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、契約内容を変更することができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

（甲）住所 佐賀市城内一丁目1番59号
氏名 令和6年度全国高等学校総合体育大会
佐賀県実行委員会 会長 甲斐 直美

（乙）住所
社名
代表者名